



当機構の概要等について —ご案内資料—



平成23年9月28日

目次

1. 当機構の概要について	
● 当機構の概要	3
● 当機構の沿革	4
● 政府との関係等	5
● 政府による政策と事業内容	6
● 各勘定における業務の概要	
● 公害健康被害補償予防業務勘定	7
● 石綿健康被害救済業務勘定	12
● 基金勘定	15
● 承継勘定	19
2. 当機構の財務内容について(平成22年度4月～3月期)	
● 当機構の財務内容について	24
● 平成22事業年度 資金調達の概要	30
● 平成23事業年度 年度計画	31
3. 当機構の業績評価について	
● 各事業年度に係る業務の実績に関する評価について(平成22年度)	33
4. その他	
● 財投機関債について	36
● お問い合わせ	37



マングローブ植林実習(タイ)



水泳訓練教室



ぜん息キャンプ



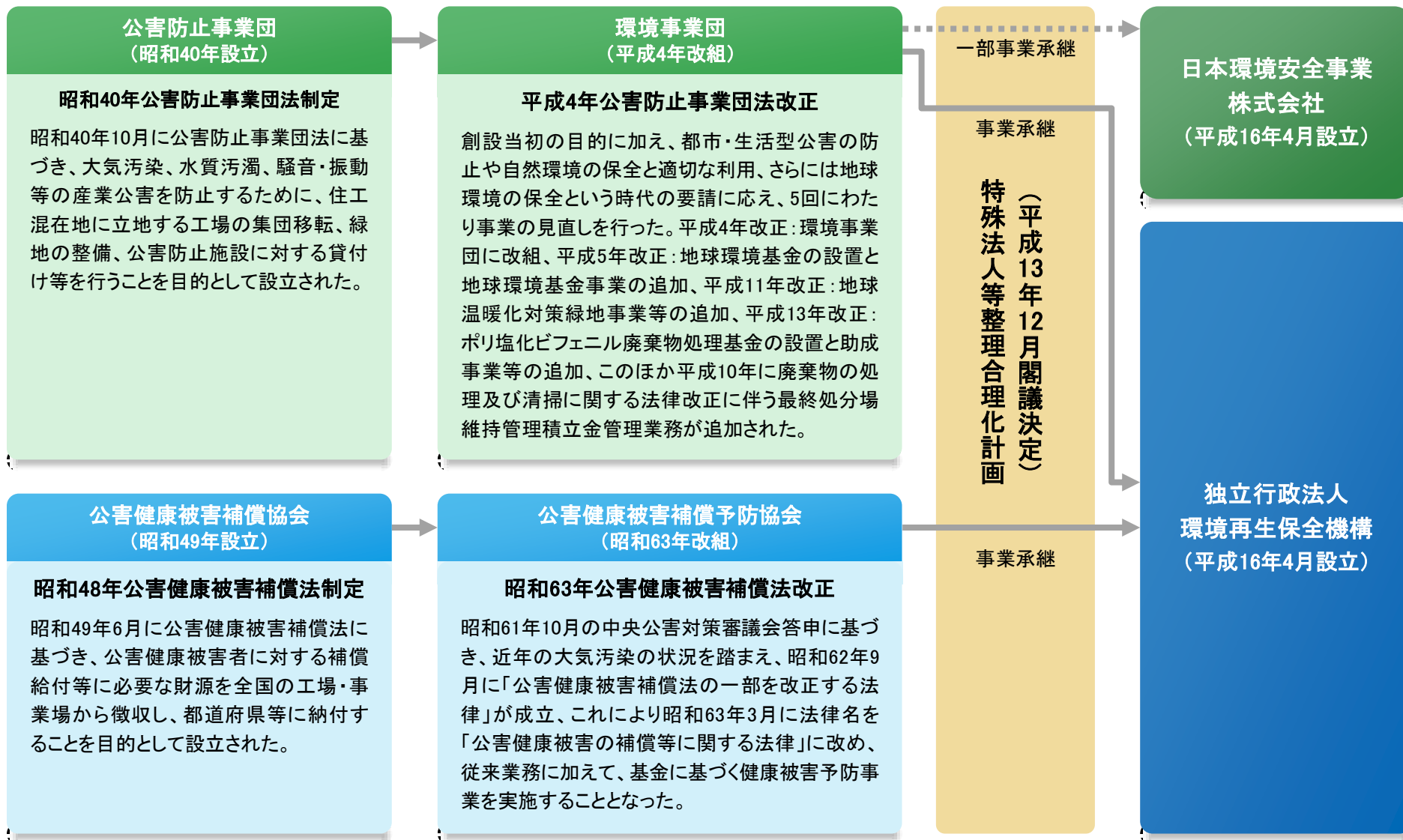
1. 当機構の概要について



当機構の概要

名称	独立行政法人 環境再生保全機構
設立	平成16年4月1日 * 根拠法: 独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)
主務省	環境省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
資本金	160億円 — 平成22年度末 — * 全額政府出資金
予算規模	887億円(平成23年度予算)
役職員数	150名(役員6名+職員144名) — 平成23年4月1日現在 —
事業所所在地	(主たる事務所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 (従たる事務所) 大阪府大阪市北区曾根崎新地一丁目1番49号
関連会社等	該当ありません

当機構の沿革



■ 主務大臣について

- 当機構の主務大臣は、機構法第18条により、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とされており、事業内容等に応じてそれぞれ監督を受けています

■ 役員について

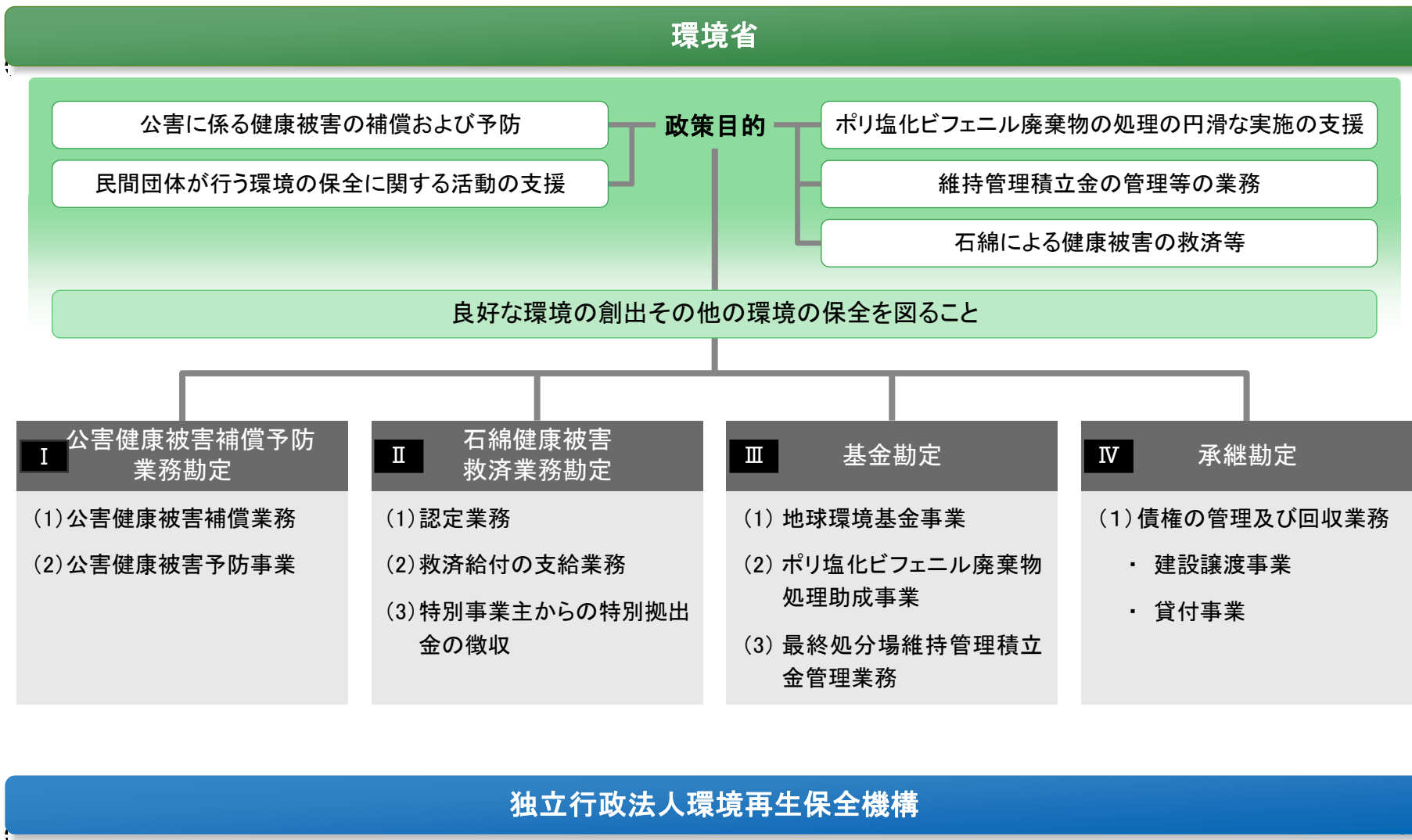
- 当機構の理事長及び監事については、通則法第20条第1項及び第2項による機構法第18条第1項第1号に基づき環境大臣が任命し、理事については通則法第20条第3項により理事長が任命しております

■ 業務運営について

- 業務方法書：通則法第28条により、当機構は、業務方法書を作成し、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の認可を受けなければならないとされております
- 独立行政法人評価委員会：通則法第12条により、当機構の業務の実績に関する評価を行うため、当機構を所管する環境省に独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」）が設置されております
- 中期目標：通則法第29条により、環境大臣は、あらかじめ評価委員会の意見を聴き、3年以上5年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めることとされております
- 中期計画：通則法第30条により、当機構は、環境大臣により定められた中期目標を達成するための計画を作成し、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の認可を受けなければならないとされております
- 年度計画：通則法第31条により、当機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する年度計画を定め、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に届出をしなければならないとされております

■ 財務及び会計について

- 財務諸表：通則法第38条第1項により、当機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に環境大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております
- 会計監査人の監査：通則法第39条により、当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされております。なお、同法第40条により、会計監査人は、環境大臣が選任することとされております
- 長期借入金及び債券：機構法附則第8条第1項により、当機構は、環境大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は環境再生保全機構債券を発行することができますとされております



各勘定における業務の概要

I 公害健康被害補償予防業務勘定

1 公害健康被害補償業務

① 賦課金の徴収に関する業務

a. 汚染負荷量賦課金徴収に係る業務

大気汚染の影響による非特異的疾患(気管支ぜん息等)に係る健康被害者(被認定者)に対する補償給付費等の財源に充てるため、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に規定するばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収すること

- 第一種地域の指定と患者の補償について

補償法第2条第1項の規定に基づき、「著しい大気汚染が生じ、当該影響により気管支ぜん息等の疾患が多発している地域(全国41地域)」を第一種地域と指定されていましたが、大気汚染状況や健康被害に対する影響等を踏まえ、昭和63年3月1日をもって、41地域すべての指定が解除されました。しかしながら、第一種地域の指定解除前まで、①第一種指定地域に、②一定期間以上居住又は通勤し、③指定疾患(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症)に罹患し、第一種地域を管轄する都道府県知事等により認定が行われた場合には、補償給付の支給や公害保健福祉事業を受けることができました。昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定解除が行われ、同日以降は新たな患者の認定が行われなくなりましたが、指定解除前に認定を受けた既被認定者やその遺族等については、従来どおり認定の更新や補償給付の支給等が行われています。(既被認定者等に支給されている補償給付は、療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当、療養手当、葬祭料の7種であり、平成23年3月31日現在の被認定者数は、41,372人です。)

b. 特定賦課金徴収に係る業務

大気汚染又は水質汚濁の影響による特異的疾患(水俣病、イタイイタイ病等)に係る健康被害者に対する補償給付費等の財源に充てるため、補償法第62条の規定により特定施設等設置者から特定賦課金を徴収すること

- 第二種地域の指定と患者の補償について

補償法第2条第2項の規定に基づく第二種地域とは、汚染原因物質との関係が一般的に明らかな疾患が多発している地域です。現在、指定されている地域数は、5地域で、患者認定は個々の患者について、その疾病と汚染原因物質との因果関係を確認した上で行われています(平成23年3月31日現在の被認定者数は、800人です)。被認定者等に対する補償給付の支給や公害保健福祉事業は、旧第一種地域と同様に行われます。

		単位:百万円					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
汚染負荷量賦課金徴収に係る業務	件数	8,475	8,482	8,513	8,506	8,389	8,369
	金額	47,644	45,910	44,641	41,561	39,484	38,784
特定賦課金徴収に係る業務	件数	4	4	3	4	4	4
	金額	71	80	77	62	59	53

各勘定における業務の概要

I 公害健康被害補償予防業務勘定

② 損害を填補したばい煙発生施設等設置者に対する支払いに関する業務

補償給付を受けることができる者に対し、裁判等による損害の填補が行われ、都道府県等が補償給付の支給義務を免れることになった場合、当該損害を填補したばい煙発生施設等設置者からの請求に基づき、補償給付の額に相当する金額の全部又は一部を支払う業務を行っています。

当該業務の実施状況

単位：百万円

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給付免責調整支出金	件数	4	4	4	4	4	4
	金額	37	36	34	44	32	32

③ 都道府県等に対する納付金の納付に関する業務

公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和49年政令295号)第26条第1項及び第2項に基づき、旧第一種地域及び第二種地域を管轄する都道府県等が支弁する補償給付に要する費用並びに都道府県知事等が行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための納付金を納付する業務を行っています。

当該業務の実施状況

単位：百万円

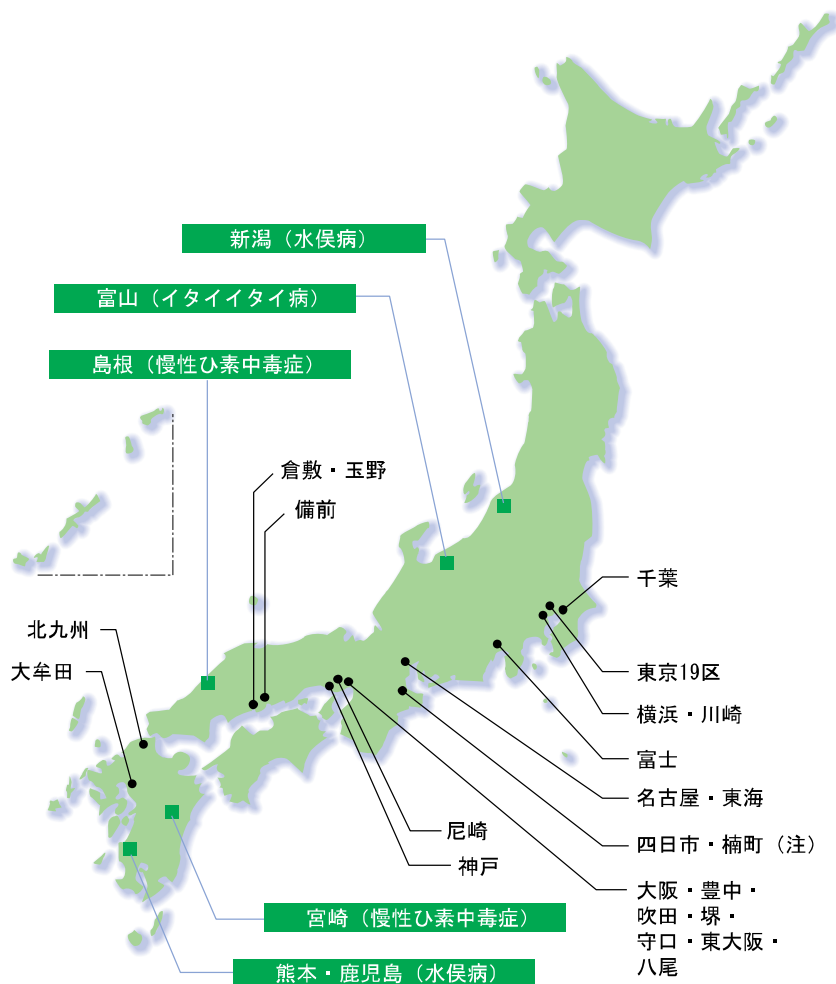
旧第一種地域関係		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補償給付費納付金		59,656	56,999	54,867	51,740	49,474	48,201
公害保健福祉事業費納付金		100	101	103	97	118	110

単位：百万円

第二種地域関係		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補償給付費納付金		68	78	74	59	56	50
公害保健福祉事業費納付金		3	3	3	3	3	3

各勘定における業務の概要

指定地域及び指定疾病一覧



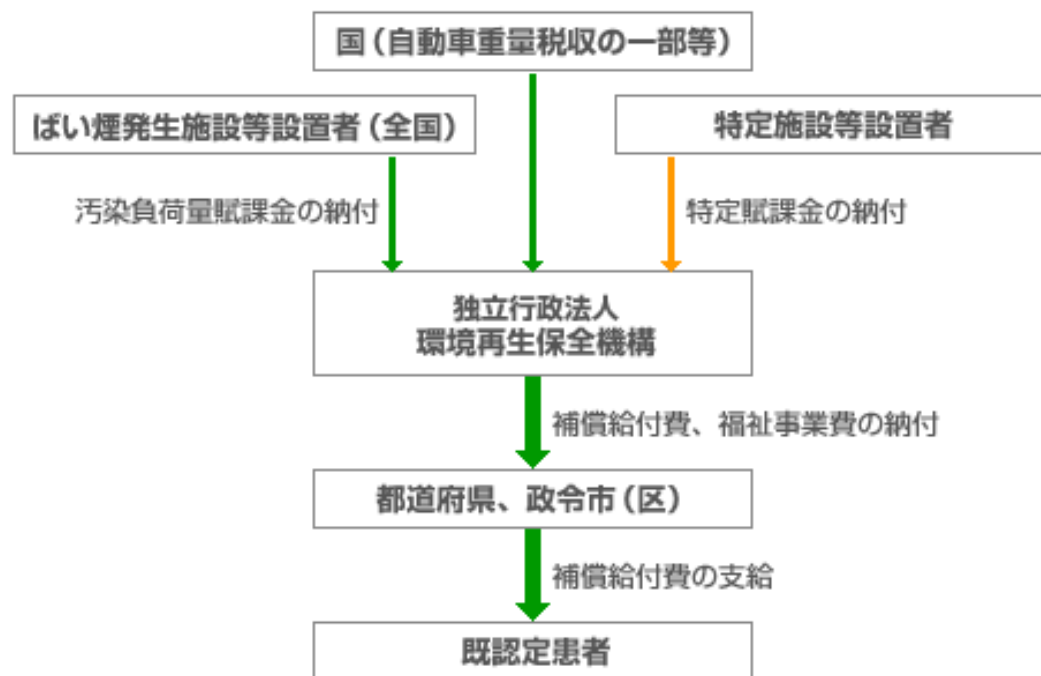
(注) 楠町は平成17年2月から四日市と合併

■ 補償に係る費用は、法律により大気汚染の原因者が負担することとしており、費用の8割分については、ばい煙発生施設等を設置する事業者(納付義務者)から汚染負荷量賦課金として徴収し、残り2割分については、自動車の負担分として自動車重量税収の一部を引き当てることとしています。

「●…地域名」は旧第一種地域
「■…地域名」は第二種地域

各勘定における業務の概要

当該制度の概要



- 汚染負荷量賦課金(賦課金)は、国の税金(法人税・所得税等)と同様、自主的に申告・納付することになっています。したがって、汚染原因物質を排出している(又は排出した)事業者で所定の要件に該当する者(納付義務者)は、当機構に対し賦課金を申告・納付することとなっています。
- 特定賦課金の納付については、納付義務者が限定されているため、当機構が賦課金額を決定し、納付義務者に通知する方法がとられています。

各勘定における業務の概要

I 公害健康被害補償予防業務勘定

2 公害健康被害予防事業

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的としているものです。事業に要する費用は、当機構に公害健康被害予防基金(約450億円)を設け、その運用益により賄うこととしています。当該予防基金は、大気汚染の原因者である事業者等から拠出される拠出金及び国からの出資金により構成されています。なお、平成20年度より環境省から自立支援型公害健康被害予防事業補助金が交付されています。

a. 当機構が自ら行う事業(直轄事業)

補償法第68条第1号に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究や、ホームページやパンフレット等による情報提供、講演会の開催等による知識の普及、地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者に対する研修等を行っています。

b. 地方公共団体が行う事業に対する助成金の交付に関する業務(助成事業)

補償法第68条第2号に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設等の整備を行う地方公共団体に対し助成金の交付を行っています。

当該業務における助成金の交付状況

	単位: 百万円					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
助成金の交付状況	521	508	467	584	532	543

各勘定における業務の概要

Ⅱ 石綿健康被害救済業務勘定

1 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る制度です。（「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行日は平成18年3月27日）

医療費等の支給を受けようとする者の申請に基づき、石綿の吸入により指定疾病（中皮腫、肺がん（気管支又は肺の悪性新生物）、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかったか否かの認定業務を行っています。

① 認定に関する業務

単位：人

	認定申請 / 医療費の支給に係る認定						特別遺族弔慰金請求 / 特別遺族弔慰金等の支給に係る認定 (施行前死亡者及び施行後死亡者の合計)						合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	小計	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	小計	
受付状況	3,815	1,420	43	31	151	5,460	3,555	713	36	18	67	4,389	9,849
認定状況	2,712	640	5	9	-	3,366	3,144	191	24	7	-	3,366	6,732

(累計、平成23年3月末現在)

② 救済給付の支給に関する業務

労災補償等による救済の対象とならない者に対して、医療費、特別遺族弔慰金等の支給業務を行っています。

医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金、特別遺族弔慰金等の支給実績（平成22年度）

③ 拠出金の徴収に関する業務

救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置しました。政府・地方公共団体は予算の範囲内において基金に対し資金を交付・拠出しています。一般拠出金は労働保険徴収システムにより厚生労働大臣が徴収し、機構に交付します。また、特別拠出金は機構が徴収業務を行っています。

a. 一般拠出金の対象：労働者を雇用する事業主

b. 特別拠出金の対象：石綿の使用量、指定疾病の発生状況を勘案して政令で定める一定の要件に該当する事業主

救済給付の種類	件数(注)	金額
医療費	10,534件	373,831千円
療養手当	4,679件	1,449,513千円
葬祭料	368件	73,232千円
救済給付調整金	271件	377,000千円
特別遺族弔慰金・特別葬祭料	194件	579,006千円
計	16,046件	2,852,582千円

(注) 支給件数ベース

各勘定における業務の概要

Ⅱ 石綿健康被害救済業務勘定

2 石綿健康被害救済制度(参考)

石綿健康被害救済法の一部改正について

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が、平成23年8月30日に公布・施行されました。改正法の概要は、以下のとおりです。

特別遺族弔慰金等の請求期限の延長

特別遺族弔慰金及び特別葬祭料とは、日本国内で石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、法律の施行日及び改正政令施行日(中皮腫・肺がんの場合は平成18年3月27日。著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の場合は平成22年7月1日)前に、これらの疾病に起因して死亡した者(施行前死亡者)の遺族及び、法律の施行日及び改正政令施行日以降に認定の申請を行わずにこの疾病に起因して死亡した者(未申請死亡者)の遺族が機構に対して請求できる給付です。

特別遺族弔慰金・特別葬祭料を遺族が機構に対し請求できる期間は、施行前死亡者の場合、法律の施行日及び改正政令施行日から6年、未申請死亡者の場合は未申請死亡者が死亡した日の翌日から5年でしたが、改正により10年延長されました。

①施行日前に死亡した場合(施行前死亡者)

特別遺族弔慰金等の請求期限が、施行日から16年に延長されました。(10年延長)

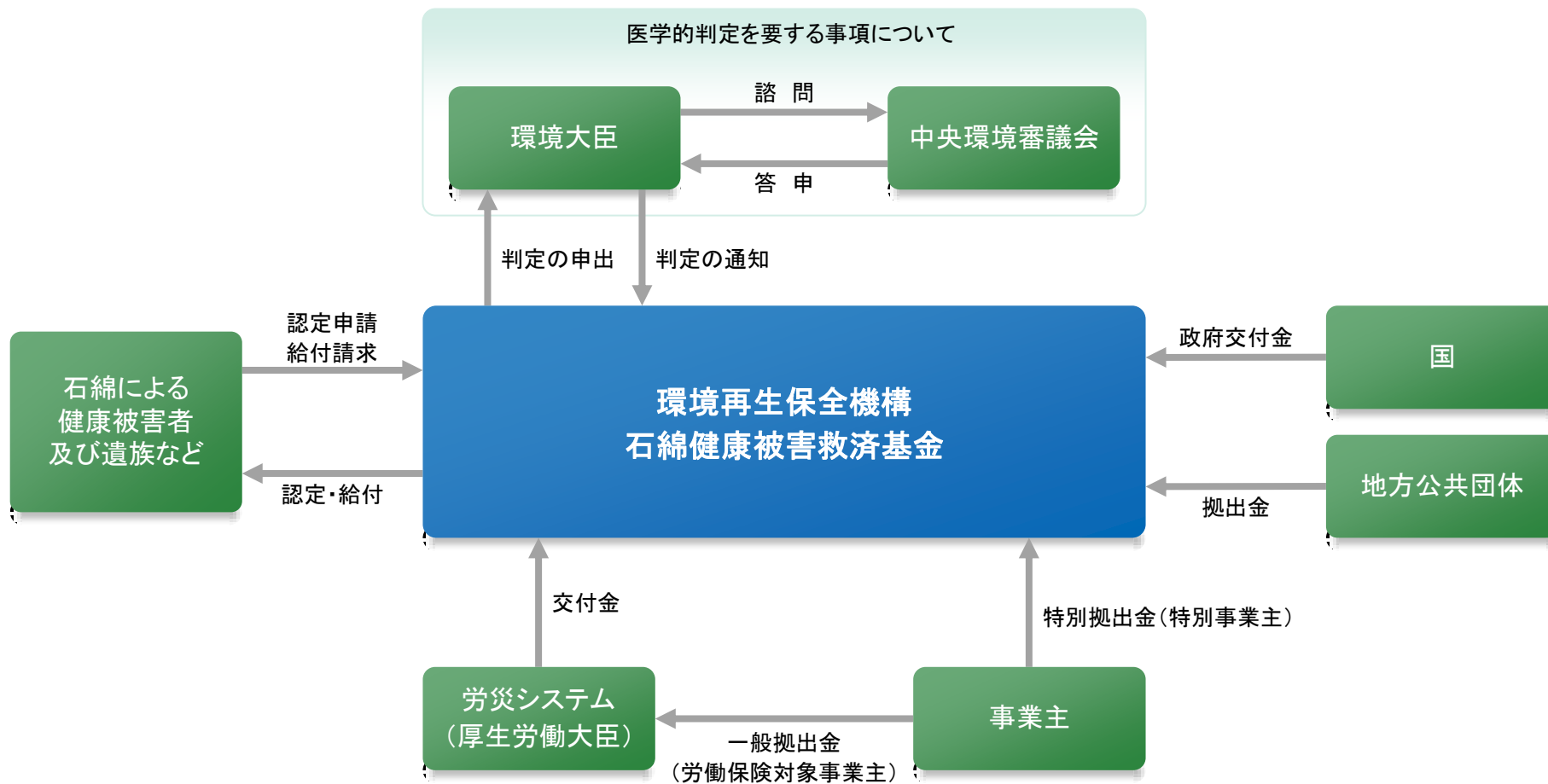
②認定の申請をしないで、施行日以降に死亡した場合(未申請死亡者)

特別遺族弔慰金等の請求期限が、死亡した時から15年に延長されました。(10年延長)

各勘定における業務の概要

II 石綿健康被害救済業務勘定

石綿健康被害救済制度の仕組み



各勘定における業務の概要

Ⅲ 基金勘定

1 地球環境基金事業

「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金によって造成される基金であり、その運用益と国からの運営費交付金によって、発展途上地域や国内で環境保全に取り組む世界中の民間団体(NGO、NPO)の活動を支援する助成及び振興事業を行っています。

当該基金の造成状況

単位:百万円

	平成20年度末 残高	平成21年度 増加額	平成21年度末 残高	平成22年度 増加額	平成22年度末 残高
政府出資金	9,401	-	9,401	-	9,401
民間等出せん金	4,459	85	4,544	82	4,626
合計	13,861	85	13,946	82	14,028

a. 助成事業

国内外の民間団体(NGO、NPO)が開発途上地域又は国内で実施する環境保全活動(実践活動、知識の提供、普及啓発、調査研究)に対し、資金の助成を行っています。

b. 振興事業

国内外の民間団体(NGO、NPO)の環境保全活動を振興するため、調査研究や人材育成研修、情報提供を行っています。

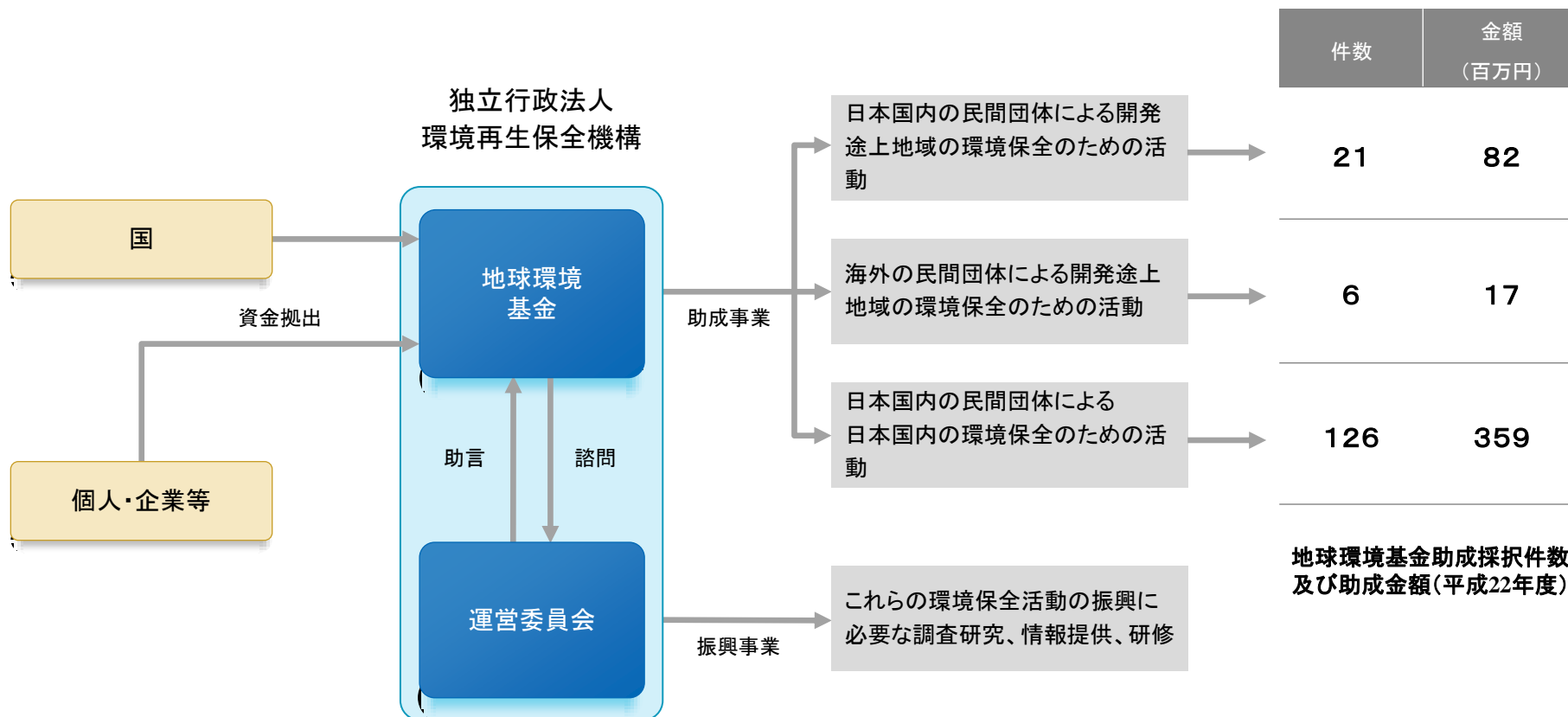
当該業務の実施状況

単位:百万円

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
a 助成事業(民間活動助成事業)	件数	202	170	174	205	168	153
	金額	704	579	593	679	513	458
b 振興事業(民間活動振興事業)	金額	86	92	103	87	82	69

各勘定における業務の概要

地球環境基金のしくみ



助成金の交付等の基金業務を適正に行うため、各界の有識者による地球環境基金運営委員会が設置されています。

各勘定における業務の概要

Ⅲ 基金勘定

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を設置し、環境大臣が指定する者に対し処理費用を助成する事業です。

当該基金の造成状況

単位：百万円

	平成20年度末 残高	平成21年度 増加額	平成21年度末 残高	平成22年度 増加額	平成22年度末 残高
国庫補助金	15,784	1,562	17,345	1,401	18,746
都道府県補助金	15,804	1,562	17,366	1,261	18,628
民間出えん金	419	△34	385	△76	309
合計	32,007	3,090	35,097	2,587	37,683

3 最終処分場維持管理積立金管理業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)により、特定廃棄物最終処分場の設置者は、処分場の埋立終了後その適正な維持管理に必要となる費用を、あらかじめ埋立期間中に当機構に積み立てておくことが義務付けられています。埋立終了後は、必要に応じて最終処分場の維持管理のために充てることを目的としています。

なお、当該設置者は維持管理積立金について当該処分場の埋立処分が終了したときに取り戻すことができることとされており、当機構は設置者が維持管理積立金を全額取り戻すまでの間、維持管理積立金を管理しています。

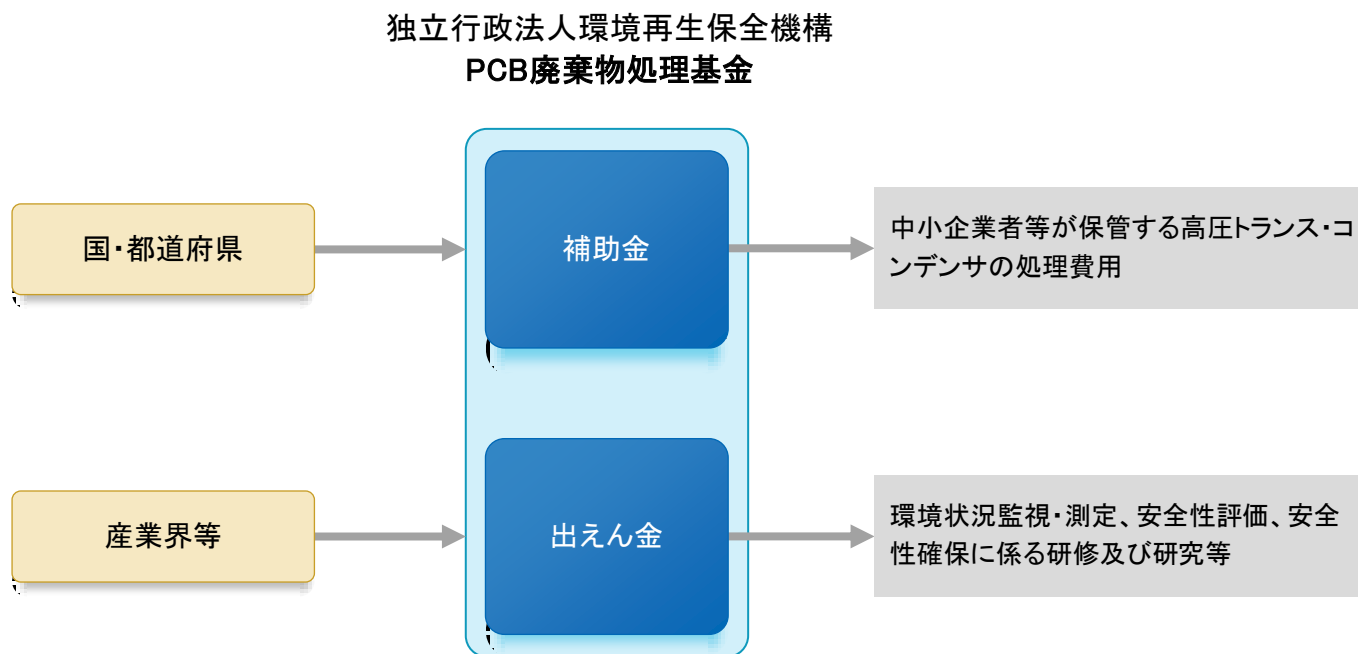
当該業務状況

単位：百万円

	当機構					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
維持管理積立金	6,712	20,714	34,319	43,140	48,988	56,670

各勘定における業務の概要

PCB廃棄物処理基金のしくみ



- PCBは昭和47年に製造が中止されましたが、PCB廃棄物の処理施設の整備は難しく、30年以上の長きにわたってPCB入りトランス等が事業者により保管されつづけています。このままでは紛失等による環境汚染が懸念されること、国際的にもPCBの早期処理が求められていること、より安全な化学処理方法が確立したことなどから、平成13年にPCB廃棄物適正処理推進特別措置法の制定及び環境事業団法の一部改正が行われました。これによりPCB廃棄物を所有する事業者は平成28年7月15日までにPCB廃棄物を処分することが義務付けられ、また、環境事業団がその処理の受け皿としてPCB廃棄物処理事業の実施を担うことになり、任務を遂行してきました。機構では、同事業の中の、PCB廃棄物処理基金に係る業務を引き継ぎ、実施しています。

各勘定における業務の概要

IV 承継勘定

1 旧環境事業団の事業として実施

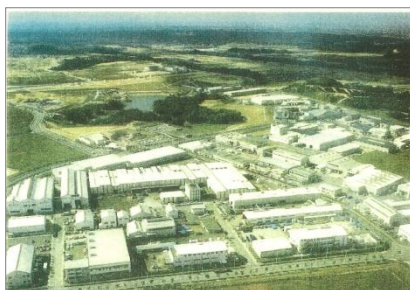
(1) 建設譲渡事業

建設譲渡事業は、昭和40年に事業が開始され、平成18年度の大気汚染対策緑地(静岡(富士)地区)の完成を持って、すべての施設整備を完了しております。

なお、当該事業は、環境保全対策等に資する緑地を計画する地方公共団体からの申込みを受け、多様な要望を実現するためオーダーメイド方式で設計・建設して譲渡する事業であり、施設建設に当たっては必要な調査・設計をはじめ、用地取得、工事の施工まで一貫して行うものでした。緑地整備に要した事業費は、国庫補助金を除いた借入金について長期・割賦で返済されています。

対象となる施設の種類の種類	譲渡の相手方	件数	金額(億円)
集団設置建物	中小企業、大企業、地方公共団体	399	5,559
共同福利施設	中小企業、大企業、地方公共団体	110	2,609
大気汚染対策緑地	地方公共団体	32	765
地球温暖化対策緑地	地方公共団体	4	68
産業廃棄物処理施設・一体緑地	地方公共団体、第1セクター、第3セクター	3	129
国立・国定公園複合施設	地方公共団体、第3セクター	11	140
合計		559	9,269

※件数、金額は昭和40年～平成18年度までに事業実施した累計である。



集団設置建物



静岡(富士)地区大気汚染対策緑地



山形地区温暖化対策緑地

各勘定における業務の概要

IV 承継勘定

1 旧環境事業団の事業として実施

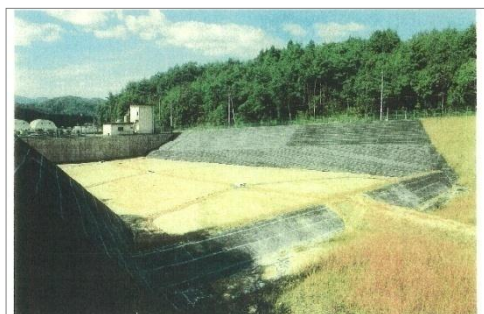
(2) 貸付事業

貸付事業は、昭和40年に事業が開始され、平成11年に制度が日本政策投資銀行に移管されたため、それ以降新規融資は行っていません。

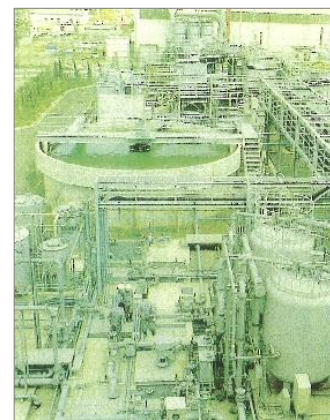
なお、当該事業は、産業廃棄物処理施設等の産業公害防止対策事業を行う企業、地方公共団体等に対してその必要資金を長期低利で融資していました。

対象となる施設	融資の相手方	件数	金額（億円）
産業公害防止施設等	中小企業、大企業、地方公共団体	4,437	10,179

※件数、金額は昭和40年～平成11年度までに融資した累計である。



産業廃棄物処理施設



排水処理施設

各勘定における業務の概要

IV 承継勘定

2 債権の管理及び回収業務

旧事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収を行います。

当該業務における割賦譲渡元金残高の推移

			単位: 百万円					
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
共同公害防止施設	工場事業場が協同で利用する汚水処理施設等を建設し譲渡する	件数	1	-	-	-	-	-
		金額	3	-	-	-	-	-
集団設置建物	住工混在解消のため中小工場を集団化し移転する工場団地を建設し譲渡する	件数	131	141	133	122	115	107
		金額	60,880	53,868	48,604	42,232	38,321	33,678
共同福利施設	都市地域の工業地域と住居地域を遮断する緩衝緑地を建設し譲渡する	件数	42	36	33	28	25	23
		金額	33,396	29,451	25,744	22,320	19,035	16,014
大気汚染対策緑地	大気汚染が著しい地域で地域住民の健康保持のための緑地を建設し譲渡する	件数	30	32	32	32	32	31
		金額	27,875	26,752	24,586	22,368	20,147	17,926
地球温暖化対策緑地	CO2吸収源対策等の緑地を産廃最終処分場跡地等に建設し譲渡する	件数	4	4	4	4	4	4
		金額	4,379	4,178	3,924	3,670	3,416	3,162
産業廃棄物処理施設・一体緑地	産廃の最終処分場等を建設すると共に周辺や跡地の緑地を建設し譲渡する	件数	2	2	2	2	2	2
		金額	3,503	3,250	2,998	2,745	2,493	2,307
国立・国定公園複合施設	国立国定公園内で植生復元施設や広場等の公園施設を複合的に建設し譲渡する	件数	5	5	5	5	5	5
		金額	1,145	1,047	949	851	753	655
工場移転用地	住工混在解消のため中小工場を集団化し移転する工場団地用地を建設し譲渡する	件数	24	36	31	30	29	24
		金額	6,919	6,437	4,225	3,203	2,934	2,440
国立・国定公園施設	国立国定公園内で一極集中による環境汚染を防止するため誘導地区へ施設を建設し譲渡する	件数	7	7	7	7	7	7
		金額	3,140	2,619	2,269	1,919	1,568	1,218
合計		件数	246	263	247	230	219	203
		金額	141,239	127,602	113,299	99,308	88,667	77,401

※ 件数欄においては、債権分割による増加分も含んでいます。

当該業務における貸付金残高の推移

		単位: 百万円					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
貸付金残高	件数	220	190	162	131	105	89
	金額	44,663	35,778	28,081	21,243	16,036	12,422

※ 当該事業は、平成11年事業団法の一部改正法第2条により、平成11年10月1日をもって廃止されたため、以降新たな貸付けを行っていません。

各勘定における業務の概要

リスク管理債権について

承継勘定の建設譲渡事業及び貸付事業の債権については、銀行法の適用は受けていませんが民間金融機関における開示基準に準じて債権分類を行い、破綻先債権額等を開示していくこととしています。

なお、当該リスク管理債権は、担保等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示したすべてが回収不能となるものではありません。

当機構における平成21年度及び平成22年度におけるリスク管理債権の状況は以下のとおりです。

区分		平成21年度	平成22年度
破綻先債権額	(A)	547	714
うち6ヵ月以上延滞債権額	(B)	547	625
延滞債権額	(C)	11,702	10,905
3ヵ月以上延滞債権額	(D)	62	36
貸出条件緩和債権額	(E)	15,840	12,466
合計 (F)=(A)+(C)+(D)+(E)		28,152	24,121
総貸出残高	(G)	104,703	89,823
比率 (F)/(G) × 100		26.89	26.85

単位：百万円・%

- 破綻先債権額(A)は、会社更生開始、破産、整理及び手形交換所で取引停止処分を受けた債務者等に対する貸付金及び割賦譲渡元金の残高です。
- うち6ヵ月以上経過延滞債権額(B)は、破綻先債権額のうち弁済期限を6ヵ月以上経過して延滞となっている貸付金及び割賦譲渡元金の残高です。
- 延滞債権額(C)は、弁済期限を6ヵ月以上経過して延滞となっている貸付金及び割賦譲渡元金の残高です。なお、本表のリスク管理債権には該当しませんが、弁済期限を過ぎている延滞期間が3ヵ月未満の債権の残高が平成22年度末において17億円です。
- 3ヶ月以上延滞債権額(D)は、弁済期限を3ヶ月以上6ヵ月未満経過して延滞となっている貸付金及び割賦譲渡元金の残高です。
- 貸出条件緩和債権額(E)は、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として元本返済を猶予した貸付金及び割賦譲渡元金などの残高を計上しています。
- 割賦譲渡元金のうち、債務者が事業協同組合の場合の延滞債権額等には、債務の実質的負担者である組合員企業の一部が延滞等しても事業協同組合に対する債権残高の全額が計上されており、正常償還をしている組合員企業の償還期日未到来の債権が含まれています。
- 金額は百万円未満を四捨五入しているため合計において一致しません。

当該リスク管理債権については、競売等の法的手段の推進や民間機関等への回収委託により、不良債権の適切な処理及び回収強化に努めております。

具体的な対応処法として、平成14年12月に主務官庁である環境省とともに処理方針を策定し、平成16年3月に「独立行政法人環境再生保全機構 中期計画」を策定しました。

これらの方針については、平成21年3月に策定の「同 第二期中期計画」に反映されております。



2. 当機構の財務内容について



当機構の財務内容について

貸借対照表(法人単位)

単位:百万円

資産	平成22年3月31日	平成23年3月31日	負債	平成22年3月31日	平成23年3月31日
I 流動資産	194,405	215,382	I 流動負債	28,614	24,340
現金及び預金	103,501	93,384	運営費交付金債務	553	1,125
預託金	1,000	-	預り補助金等	26	21
有価証券	3,643	46,325	1年以内償還予定環境再生保全機構債券	5,000	5,000
割賦譲渡元金	87,019	76,672	1年以内返済予定長期借入金	20,907	16,096
未収収益	388	370	未払金	1,708	1,671
未収金	667	2,765	未払費用	339	347
賦課金未収金	36	33	預り金	10	8
貸付金	13,047	9,351	賞与引当金	19	22
その他流動資産	8	4	割賦繰延利益	54	50
貸倒引当金	△14,904	△13,523			
II 固定資産	111,822	92,023	II 固定負債	195,871	199,898
建物及び附属設備	107	107	資産見返負債	250	217
工具器具備品	152	153	石綿健康被害救済基金預り金	48,771	56,650
減価償却累計額	△143	△171	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	35,097	37,683
土地	90	90	環境再生保全機構債券	20,000	20,000
ソフトウェア	201	167	債券発行差額	△3	△2
その他無形固定資産	1	1	長期借入金	42,088	27,992
預託金	11,790	12,860	預り維持管理積立金	48,988	56,670
投資有価証券	89,443	73,187	退職給付引当金	680	687
敷金保証金	252	243			
未収財源措置予定額	8,742	4,718	III 法令に基づく引当金等	12,716	12,494
破産更生債権等	7,380	3,806	負債合計	237,201	236,731
貸倒引当金	△6,193	△3,138			
			純資産		
資産合計	306,227	307,404	I 資本金	16,045	16,045
			II 資本剰余金	43,470	43,552
			III 利益剰余金	9,511	11,077
			純資産合計	69,026	70,673
			負債純資産合計	306,227	307,404

(注)四捨五入の関係で、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

損益計算書(法人単位)

単位: 百万円

経常費用	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	経常収益	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日
公害健康被害補償業務費	50,377	48,986	運営費交付金収益	1,553	1,413
公害健康被害予防業務費	1,195	1,106	賦課金収益	39,543	38,786
石綿健康被害救済業務費	5,348	3,391	汚染負荷量賦課金収益	39,484	38,784
地球環境基金業務費	735	673	特定賦課金収益	58	2
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務費	1,236	1,580	石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,660	2,836
維持管理積立金業務費	125	157	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	1,197	1,544
建設譲渡業務費	10,461	10,278	維持管理積立金運用収益	105	136
受託業務費	0	3	事業資産譲渡高	10,465	10,281
一般管理費	2,107	1,840	政府受託収入	0	3
財務費用	1,672	1,204	補助金等収益	10,914	10,550
雑損	0	2	公害保健福祉事業費補助金収益	40	38
			公害健康被害補償事業交付金収益	9,834	9,615
			自立支援型公害健康被害予防事業補助金収益	203	200
			石綿健康被害救済事業交付金収益	837	697
			財源措置予定額収益	1,525	-
			資産見返運営費交付金戻入	30	30
			資産見返補助金等戻入	25	39
			貸倒引当金戻入	-	810
			財務収益	4,151	3,844
			雑益	125	292
経常費用合計	73,255	69,221	経常収益合計	74,293	70,565
			経常利益	1,037	1,344
			臨時損失	1	-
			臨時利益(納付財源引当金戻入)	615	222
			当期純利益	1,652	1,565
			前中期目標期間繰越積立金取崩額	35	31
			当期総利益	1,687	1,597

(注) 四捨五入の関係で、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

キャッシュフロー計算書(法人単位)

単位: 百万円

科目	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	33,273	35,162
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,663	△ 32,441
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,235	△ 18,839
IV 資金増加額(△資金減少額)	△ 1,625	△ 16,118
V 資金期首残高	42,426	40,801
VI 資金期末残高	40,801	24,684

行政サービス実施コスト計算書(法人単位)

単位: 百万円

科目	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日
I 業務費用	18,643	13,981
(1) 損益計算書上の費用	73,256	68,397
(2) (控除) 自己収入等	△ 54,613	△ 54,416
II 損益外減価償却相当額	0	0
III 引当外賞与見積額	△ 7	4
IV 引当外退職給付増加見積額	△ 34	40
V 機会費用	224	201
VI 行政サービス実施コスト	18,826	14,226

決算報告書(法人単位)

単位: 百万円

区分	平成21年度	平成22年度	増減
収入			
運営費交付金	2,114	1,990	△ 124
国庫補助金	5,945	5,438	△ 508
その他の政府交付金	19,533	19,594	62
都道府県補助金	2,000	1,861	△ 139
長期借入金	6,000	2,000	△ 4,000
環境再生保全機構債券	4,999	5,000	2
業務収入	60,071	56,849	△ 3,222
受託収入	1	3	3
運用収入	1,407	1,389	△ 19
その他収入	932	905	△ 27
収入合計	103,001	95,028	△ 7,973

支出			
業務経費	59,112	55,983	△ 3,129
公害健康被害補償予防業務経費	51,319	49,917	△ 1,403
石綿健康被害救済業務経費	5,355	3,351	△ 2,004
基金業務経費	2,006	2,295	289
承継業務経費	431	420	△ 11
受託経費	1	3	3
借入金等償還	33,304	25,907	△ 7,398
支払利息	1,647	1,188	△ 460
一般管理費	771	733	△ 38
その他支出	2,147	-	△ 2,147
支出合計	96,983	83,813	△ 13,170

当機構の財務内容について

貸借対照表(承継勘定)

単位:百万円

資産	平成22年3月31日	平成23年3月31日
I 流動資産	87,675	75,044
現金及び預金	2,205	814
有価証券	-	1,400
割賦譲渡元金	87,019	76,672
未収収益	63	57
未収金	242	268
貸付金	13,047	9,351
その他流動資産	1	1
貸倒引当金	△ 14,901	△ 13,520
II 固定資産	10,159	5,604
建物及び附属設備	17	17
工具器具備品	13	13
減価償却累計額	△ 12	△ 15
土地	90	90
ソフトウェア	14	9
その他無形固定資産	0	0
敷金保証金	113	104
未収財源措置予定額	8,742	4,718
破産更正債権等	4,638	3,799
貸倒引当金	△ 3,456	△ 3,132
資産合計	97,834	80,648

負債	平成22年3月31日	平成23年3月31日
I 流動負債	26,544	21,916
運営費交付金債務	286	567
1年以内償還予定環境再生保全機構債券	5,000	5,000
1年以内返済予定長期借入金	20,907	16,096
未払金	123	84
未払費用	175	118
預り金	0	0
割賦繰延利益	54	50
II 固定負債	62,117	48,014
資産見返負債	32	25
環境再生保全機構債券	20,000	20,000
債券発行差額	△ 3	△ 2
長期借入金	42,088	27,992
負債合計	88,660	69,931
純資産		
I 資本金	572	572
II 資本剰余金	△ 22	△ 22
III 利益剰余金	8,624	10,167
純資産合計	9,174	10,717
負債純資産合計	97,834	80,648

当機構の財務内容について

損益計算書(承継勘定)

単位: 百万円

経常費用	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日
建設譲渡業務費	10,461	10,278
一般管理費	1,679	1,421
財務費用	1,672	1,204
支払利息	1,657	1,190
債券発行費	14	14
雑損	-	2
経常費用合計	13,811	12,904

経常収益	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日
運営費交付金収益	556	518
事業資産譲渡高	10,465	10,281
財源措置予定額収益	1,525	-
資産見返運営費交付金戻入	8	7
貸倒引当金戻入	-	803
財務収益	2,789	2,565
雑益	105	273
経常収益合計	15,446	14,447
経常利益	1,635	1,543
臨時損失	1	-
臨時利益	1	-
当期純利益	1,635	1,543
当期総利益	1,635	1,543

当機構の財務内容について

キャッシュフロー計算書(承継勘定)

単位:百万円

科目	平成21年4月1日～	平成22年4月1日～
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	18,593	18,921
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	3,412	208
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,320	△ 18,921
IV 資金増加額(△資金減少額)	△ 315	209
V 資金期首残高	919	605
VI 資金期末残高	605	814

行政サービス実施コスト計算書(承継勘定)

単位:百万円

科目	平成21年4月1日～	平成22年4月1日～
	平成22年3月31日	平成23年3月31日
I 業務費用	454	△ 1,842
(1) 損益計算書上の費用	13,812	12,080
(2) (控除)自己収入等	△ 13,358	△ 13,922
II 引当外賞与見積額	△ 1	△ 1
III 引当外退職給付増加見積額	△ 44	△ 6
IV 機会費用	8	7
V 行政サービス実施コスト	417	△ 1,843

決算報告書(承継勘定)

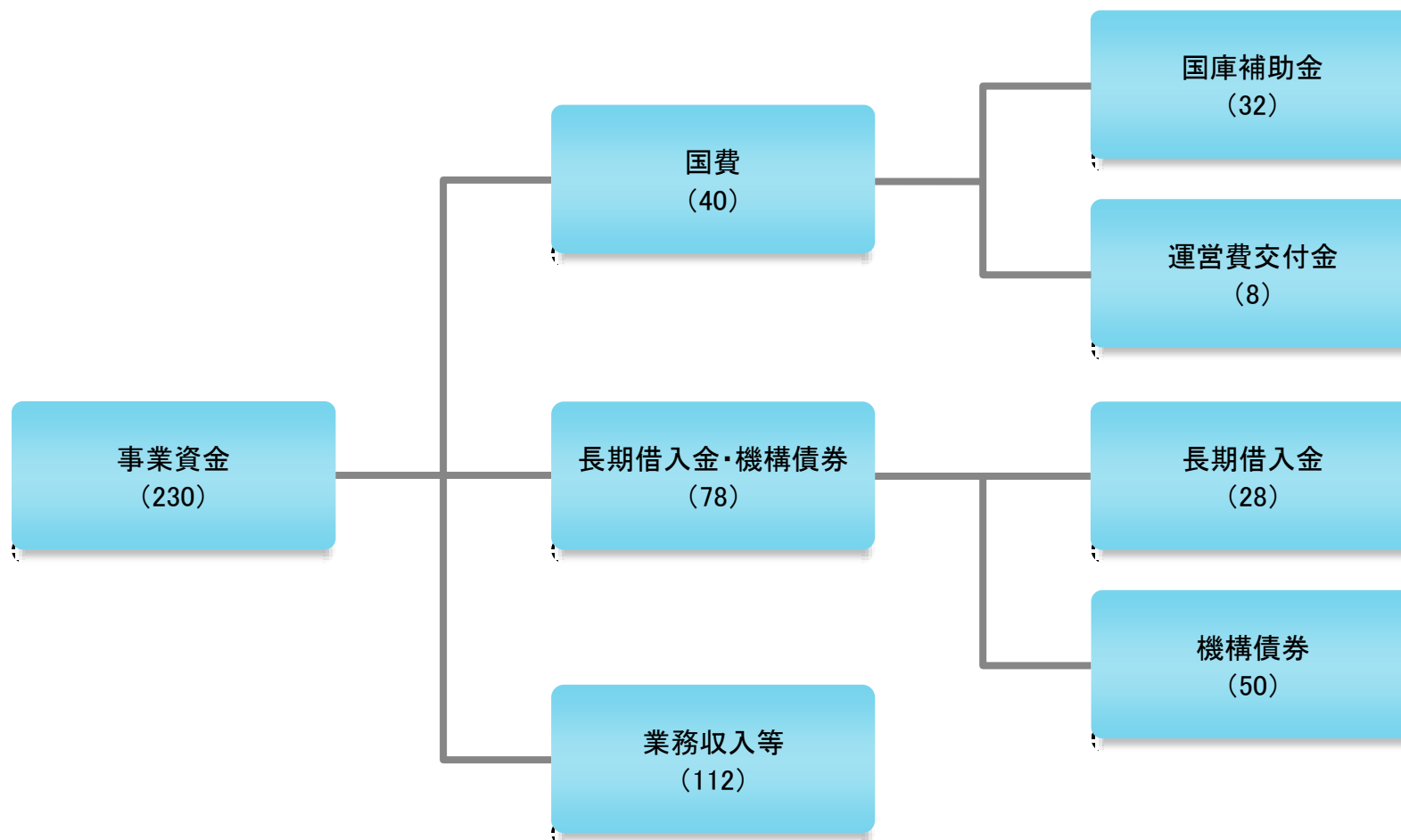
単位:百万円

区分	平成21年度	平成22年度	増減
収入			
運営費交付金	842	799	△ 44
国庫補助金	3,700	3,200	△ 500
長期借入金	6,000	2,000	△ 4,000
環境再生保全機構債券	4,999	5,000	2
業務収入	18,641	16,585	△ 2,056
その他収入	125	300	175
収入合計	34,307	27,883	△ 6,423
支出			
業務経費	431	420	△ 11
承継業務経費	431	420	△ 11
借入金等償還	33,304	25,907	△ 7,398
支払利息	1,647	1,188	△ 460
一般管理費	142	130	△ 13
その他支出	2,147	-	△ 2,147
支出合計	37,673	27,644	△ 10,029

平成23事業年度 資金調達の概要

承継勘定 平成23事業年度 資金調達の概要

単位：億円



※ 計数は平成23事業年度の年度計画より。(単位未満は四捨五入の関係で合計とは端数において合致しないことがあります)

平成23事業年度 年度計画

法人単位 平成23事業年度 年度計画

予算	
単位:百万円	
運営費交付金	1,929
国庫補助金	4,958
その他の政府交付金	18,264
都道府県補助金	1,500
長期借入金	2,800
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	52,681
運用収入	1,323
その他収入	306
収入計	88,761
業務経費	65,633
公害健康被害補償予防業務経費	50,861
うち人件費	452
石綿健康被害救済業務経費	10,105
うち人件費	375
基金業務経費	4,055
うち人件費	146
承継業務経費	612
うち人件費	291
借入金等償還	21,096
支払利息	1,105
一般管理費	853
うち人件費	394
その他支出	0
支出計	88,687

収支計画	
単位:百万円	
費用の部	74,949
経常費用	74,949
公害健康被害補償予防業務経費	50,842
石綿健康被害救済業務経費	10,105
基金業務経費	4,055
承継業務経費	7,319
一般管理費	1,440
減価償却費	90
財務費用	1,097
収益の部	75,547
経常収益	75,547
運営費交付金収益	2,015
国庫補助金収益	258
その他の政府交付金収益	10,126
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	9,397
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	3,045
預り金取崩益	
業務収入	47,547
運用収入	1,323
その他の収益	86
財務収益	1,750
純利益	598
前中期目標期間繰越積立金取崩額	90
総利益	688

資金計画	
単位:百万円	
資金支出	256,143
業務活動による支出	71,132
投資活動による支出	86,542
財務活動による支出	21,119
翌年度への繰越金	77,351
資金収入	256,143
業務活動による収入	85,912
運営費交付金収入	1,929
国庫補助金収入	4,958
その他の政府交付金収入	18,264
都道府県補助金収入	1,500
業務収入	49,296
運用収入	1,290
その他の収入	8,674
投資活動による収入	120,254
財務活動による収入	7,840
前年度よりの繰越金	42,138

〔人件費の見積り〕

平成23年度 1,302百万円を支出。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用。

(注) 四捨五入の関係で、合計とは端数において合致しないものがあります。



3. 当機構の業績評価について



当機構の業績評価について

独立行政法人評価委員会における業績評価について

1 各事業年度に係る業務の実績に関する評価について(平成22年度)

通則法第12条により、当機構の業務の実績に関する評価を行うために、所管省庁である環境省に独立行政法人評価委員会が設置されております。また、当機構は、通則法第32条により、各事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされております。

平成22年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の評価書

総合評価	A
概評	<ul style="list-style-type: none">独立行政法人環境再生保全機構は、平成16年4月に旧公害健康被害補償予防協会と旧環境事業団を統合し、公害に係る健康被害の補償及び予防、環境の保全に関する民間団体の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出と環境の保全を図ることを目的として設立された。その後、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、平成18年3月から石綿健康被害救済業務が新たに追加された。平成22年度においては、年度計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、十分な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

当機構の業績評価について

独立行政法人評価委員会における業績評価について

■業務の質の向上に関する事項

- 公害健康被害補償業務については、補償等に必要な汚染負荷量賦課金の徴収が計画どおり行われている。また、納付義務者や都道府県等に対する的確な指導、利便性の向上への取組及び事務処理の効率化が図られている。
- 公害健康被害予防事業については、行政刷新会議をはじめとした外部からの指摘事項等に迅速に対応し、事業の効率的かつ効果的な実施が確保されている。また、事業参加者に対するアンケート調査に基づき満足度やニーズを把握し、事業内容に反映させ、事業の改善が進められている。しかしながら、研修事業においては、参加者の満足度は高いものの受講者数が少ないなど、事業内容の更なる精査が必要である。さらに社会情勢の変化を踏まえた予防事業のあり方についても検討すべきと思われる。
- 地球環境基金業務については、国の政策目標等に沿った重点化への取組や、利用者の利便性向上のための努力が認められた。また、助成事業における事後評価が適切に実施されている。なお、募金活動を積極的に実施したことにより、寄附件数は基金創設以来最大となったが、金額は昨年度より減少しており、より一層の努力を期待する。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務については、昨年度の評価委員会からの指摘に基づきホームページの改善を行うなど、適切に成果を上げている。
- 維持管理積立金の管理業務については、資金の運用、積立金の管理、積立者への運用状況の報告等が、適正に実施されている。
- 石綿健康被害救済業務については、救済制度について確実かつ広範な広報活動を実施するとともに、被害者の認定について迅速な処理が行われている。また、指定疾病の追加に適切に対応するなど、着実な成果を上げている。

なお、具体的な機構の業務実績につきましては、当機構ホームページ (<http://www.erca.go.jp/koukai/low22.html>) に掲載しています。

また、過去の具体的な評価内容等の全文につきましては、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/>) に掲載されています。

■機構の組織・業務の運営に関する事項

- 平成22年度は、業務体制の効率化を行い予防事業において1課削減するなど業務体制の効率化が進められている。また、内部統制基本方針を策定し、理事長のリーダーシップが発揮できる環境整備の強化を実施するなど内部統制機能の強化に向けた取組を行うとともに、情報セキュリティ体制の強化が図られている。リスク管理等については、社会情勢の変化を踏まえた見直しを今後とも継続する必要がある。
- 経費の効率化・削減については、一般管理費及び業務経費ともに目標を上回る削減を行うとともに、その増減内容が明らかにされている。今後も、事業の外部委託等、経費の削減に努力することが望まれる。
- 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づき設置した契約監視委員会による、契約内容の点検が適切に実施されている。また、契約の透明性の確保・相互牽制の観点から契約担当部以外の職員を審査に加えるなど適正な契約事務に取り組んでいる。
- 業務における環境配慮については、電気使用量の削減による温室効果ガスの排出削減等に取り組み前年度以上の成果を上げている。また、環境報告書を作成するなど、業務は適切に実施されている。

■財務内容の改善に関する事項

- 財務の状況については、平成22年度の総利益は、16億円であり、その主な要因は、公害健康被害補償予防勘定における経費の縮減等[0.5億円]と承継勘定における利息の収支差等[15億円]によるものである。資金運用については、資金管理委員会での決定事項を基に、各資金の運用方針を定め、これに基づき、安全かつ効率的な運用が行われている。また、承継業務に係る債権・債務の処理については、破産更生債権等の償却処理を迅速に実行するとともに、正常債権以外の債権回収についても目標を上回る実績を上げている。さらに、短期借入金については、資金管理を適正に行うことにより、財投借入金等の償還を円滑に行いつつ、その限度額を超えない運用が行われている。

■その他の業務運営に関する重要事項

- 人事評価制度による評価結果を昇給及び賞与に反映させるとともに、常勤職員数を削減するなど人事に関する中期計画の目標達成に向けて着実な取組がなされている。他方、人件費の対国家公務員比が依然として高く、是正への努力をこれまでよりも高める必要がある。



4. その他



財投機関債について

独立行政法人環境再生保全機構債券について

- 平成13年度より実施された財政投融资制度改革においては、従来の郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへ転換を図り、これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的考え方としております。当機構もこのような改革の趣旨に沿って、旧事業団当時の平成14年度から債券発行による資金調達を行っています。
- 平成23年度予算においては、50億円の債券発行を計画しています。

これまでの起債実績

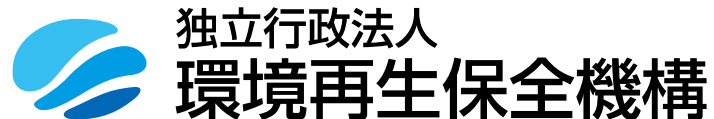
回号	環境再生保全機構債券				
	#3	#4	#5	#6	#7
条件決定日	2006年11月 9日	2007年11月 9日	2008年11月13日	2009年11月12日	2010年11月11日
払込日	2006年11月22日	2007年11月19日	2008年11月20日	2009年11月24日	2010年11月24日
償還日	2011年 9月20日	2012年 9月20日	2013年 9月20日	2014年 9月19日	2015年 9月18日
総額	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円
年限	5年	5年	5年	5年	5年
利率	1.41%	1.23%	1.24%	0.79%	0.447%
発行価格	99.98	100.00	99.95	99.97	100.00
応募者利回り	1.414%	1.230%	1.250%	0.796%	0.447%
JGBスプレッド	国債+20bp	国債+15bp	国債+34bp	国債+10bp	国債+10bp
格付け(R&I)※	AA	AA	AA	AA	AA
取得会社	R&I	R&I	R&I	R&I	R&I

※平成18年11月9日にAA-からAAに格上

環境再生保全機構債券の発行による調達資金は、機構法附則第7条に定める承継勘定に係る業務に充当されています。

お問い合わせ

- 本資料は、当機構の決算等について投資家等の皆様に情報を提供することを目的とするもので、債券の募集または売出を意図したものではありません。
- 本資料の内容については、将来の予測や見通しに関するものが含まれておりますが、これら将来の予測等には不確定な要因が含まれており、将来の決算内容・業績等を保証するものではありません。



事業管理部財務資金課

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー

TEL 044-520-9586

FAX 044-541-2191

URL <http://www.erca.go.jp/>

E-mail n-iwabuchi@erca.go.jp